

# 門川町一般廃棄物処理基本計画

平成27年4月

門川町環境水道課

# 門川町一般廃棄物処理基本計画

## 目次

### 第1章 基本事項

- 第1節 計画の位置づけ
- 第2節 基本方針
- 第3節 計画期間と目標年次

### 第2章 ごみ処理基本計画

#### 第1節 ごみ処理の現状と課題

- 1 ごみ処理体系
- 2 ごみ排出状況
- 3 再生利用の状況
- 4 分別収集
- 5 中間処分
- 6 最終処分
- 7 ごみ減量・資源化に向けた取り組み
- 8 啓発事業・美化推進事業
- 9 現状の課題

#### 第2節 排出ごみ量の予測

- 1 ごみ量予測の考え方
- 2 将来人口推計
- 3 現状施策に基づくごみ量予測
- 4 排出抑制目標
- 5 排出抑制目標に基づくごみ量予測

#### 第3節 収集運搬計画

- 1 分別収集の方法
- 2 分別収集区域
- 3 分別収集の方法及び量

#### 第4節 中間処分計画

- 1 中間処分に関する目標
- 2 中間処分の方法及び量
- 3 中間処分に伴うエネルギー回収・利用方法及び量

#### 第5節 再生利用計画

- 1 再生利用目標
- 2 現在施策に基づく再生利用量予測
- 3 再生利用目標に基づく再生利用量予測

## 第6節 最終処分計画

- 1 最終処分目標
- 2 現状施策に基づく最終処分量予測
- 3 最終処分目標に基づく最終処分量予測
- 4 最終処分場の埋立計画
- 5 最終処分の方法及び量

## 第7節 総合的施策

- 1 ごみ処理広域化計画
- 2 再生利用及び広域的処理の推進
- 3 在宅医療廃棄物への対処方針
- 4 適正処理困難物等への対処方針

## 第8節 計画の推進と進捗状況

- 1 連携の強化・協力体制の確立
- 2 廃棄物情報の基盤整備
- 3 計画の継続的改善
- 4 上位計画との連携

# 第3章 生活排水処理基本計画

## 第1節 生活排水処理の現状と課題

- 1 生活排水処理体系
- 2 生活排水処理人口の現状
- 3 生活排水処理実績
- 4 生活排水処理施設
- 5 生活排水処理の取り組み
- 6 生活排水処理における課題

## 第2節 生活排水処理計画

- 1 生活排水処理人口及び処理量予測
- 2 生活排水処理形態別の整備計画
- 3 収集運搬計画
- 4 中間処理計画
- 5 最終処分計画
- 6 広報・啓発活動

# 第1章 基本事項

## 第1節 計画の位置づけ

本町では、さまざまな課題に対応し、よりよい将来を創造していくために、今後進むべき方向とこれを実現するための基本的な方策を示すべく、第5次門川町長期総合計画（以下「総合計画」という。）を平成23年4月に策定した。

また総合計画の基本的構想を、環境面から実現するマスタープランとして、平成25年4月には門川町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定している。

門川町一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）は、環境基本計画における廃棄物処理分野をより明確にし、これを補充するものとして位置づけ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号、以下「廃掃法」という。）第6条第1項に基づく、本町において発生する一般廃棄物の計画的処理に必要な施策を推進するための個別計画である。

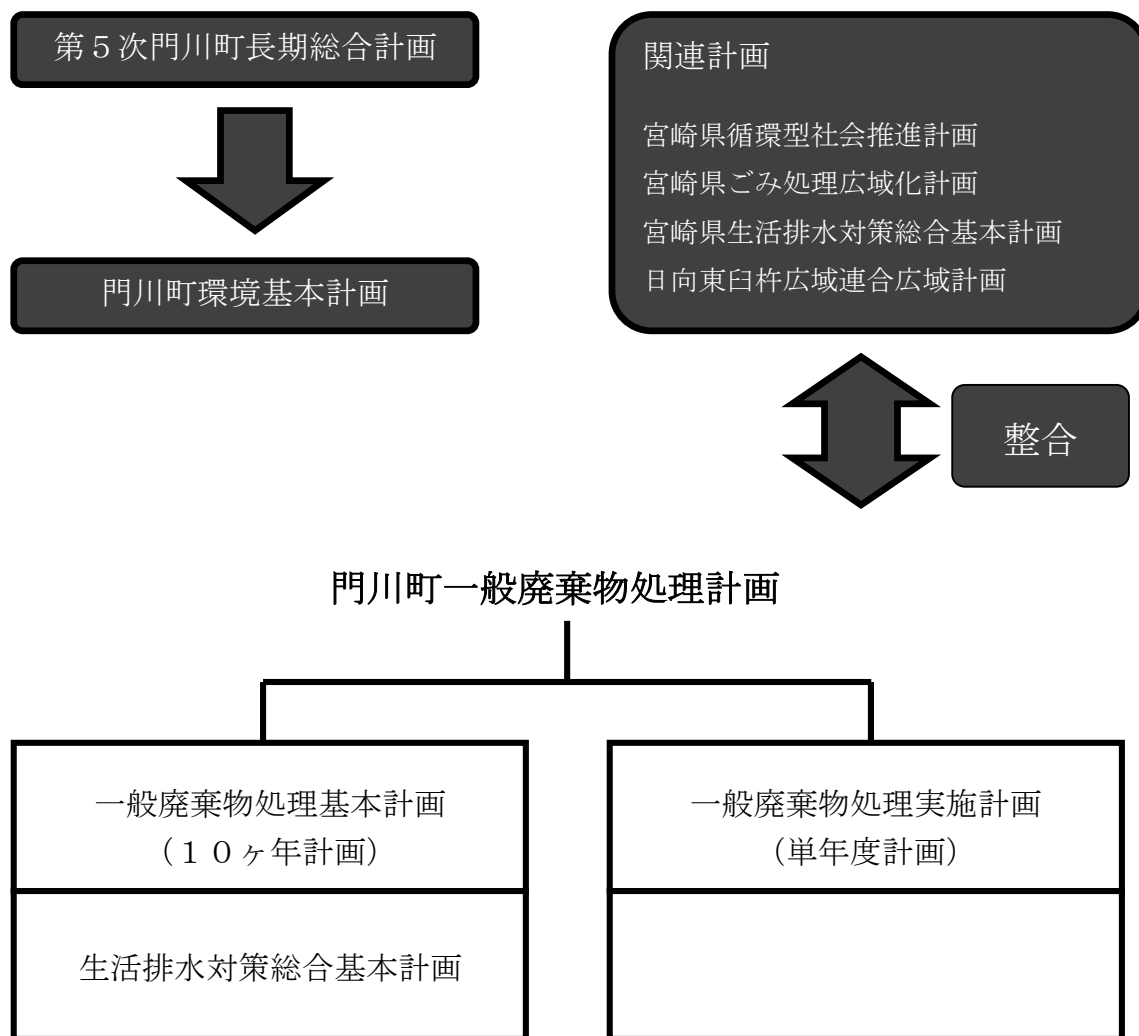


図1-1 計画の位置付け

## 第2節 計画の基本方針

総合計画において本町が目標とする「日本一住みよい門川町」を達成するべく、これまでの大量生産・大量消費社会から、排出抑制、再利用、リサイクルなど「ごみからの資源」を基本とした廃棄物の循環型社会の構築を目指している。

また環境基本計画においては、廃棄物の減量化及び適正処理と、資源の循環的な利活用を促進しエネルギーの有効な活用が図られることを目指している。

本計画は循環型社会の構築を基本理念として、廃棄物処理に係る各種施策の実施により、実現すべき基本方針を以下のとおり定め、目標の達成状況を評価するための成果指標を設定することにより、施策の点検・評価及び効果の把握を行うものとする。

### 基本方針

#### 1 廃棄物の排出抑制・再生利用の促進

町民、事業者、町が一体となって、4R運動（**Refuse**=ごみになるものを断る、**Reduce**=ごみを減らす、**Reuse**=くり返し使う、**Recycle**=再生利用する）に主体的に取り組み、廃棄物の減量化及び再生利用に努める。

#### 2 廃棄物の適正処理の確保

町民、事業者に対し分別排出の周知、廃掃法その他関係法令の遵守の徹底を図るとともに、不法投棄や焼却行為等の不適正処理の未然防止に努める。

また廃棄物となったものについては、可能な限り再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。

#### 3 水環境の保全

水環境の負担軽減を図るべく、合併処理浄化槽による水洗化及び浄化槽設置者による適正な維持管理を推進するとともに、し尿・浄化槽汚泥の効率的適正処理に努める。

### 成果指標

- 1 町民1日1人あたりの排出量を平成20年度に対して、5%削減する。
- 2 再生利用率（リサイクル率）を20%以上とする。
- 3 最終処分率を10%以下とする。

### 第3節 計画期間と年次目標

一般廃棄物処理基本計画は、10年～15年計画とされ、概ね5年ごと、又は諸条件に大きな変動が生じた場合等に応じて見直すこととされており、門川町では平成26年4月からの「プラ製容器包装分別」及び平成27年2月からの「小型家電の回収」、また平成27年4月からの「事業系一般廃棄物排出の適正化」を実施したことなどにより、計画の策定が必要となったことから策定するものである。

計 画 期 間 平成27年度から平成36年度まで（10年間）

中間目標年次 平成31年度

目 標 年 次 平成36年度

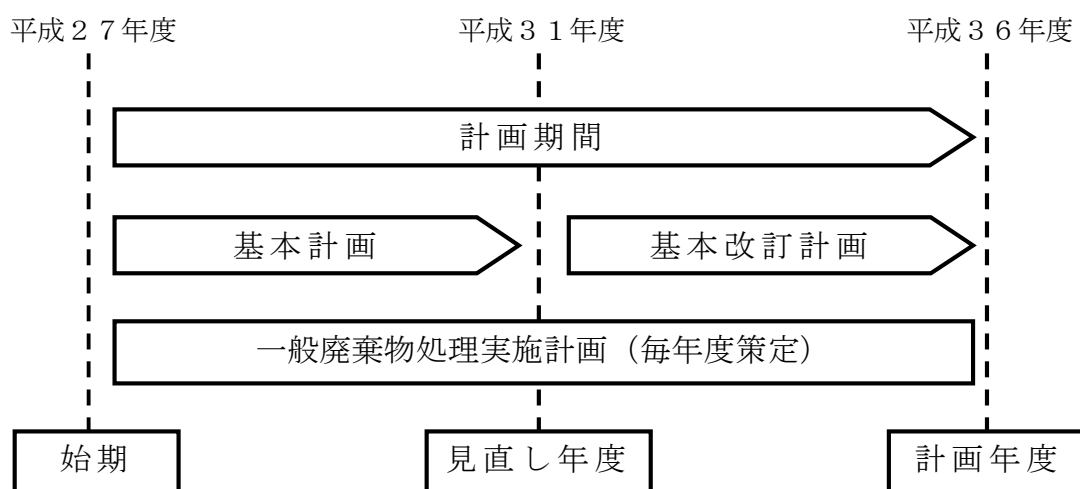


図1-2 計画期間と目標年次

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の現状と課題

#### 1 ごみ処理体系

##### 1) ごみ分別体系

平成27年度の本町におけるごみ分別体系は以下のとおりである。

| 分別区分 |             | 具体例                     |   |                   |                            |
|------|-------------|-------------------------|---|-------------------|----------------------------|
| 可    | 燃           | ご                       | み | 紙くず、木くず、プラスチック類など |                            |
| 不    | 燃           | ご                       | み | 及び粗大ごみ            | 陶磁器、ガラス、金属類、スプレー缶、タンス等の家具類 |
| 資源物  | 缶類          | アルミ缶、スチール缶              |   |                   |                            |
|      | 瓶類          | 無色、茶色、その他（食品・化粧品・飲料容器等） |   |                   |                            |
|      | 紙パック類       | 牛乳パック等                  |   |                   |                            |
|      | 紙類          | 新聞紙、チラシ、雑誌カタログ類、ダンボール等  |   |                   |                            |
|      | ペットボトル      | リサイクルマーク記載製品等           |   |                   |                            |
|      | 古布          | 衣類、タオル、毛布、カーテン等         |   |                   |                            |
|      | プラスチック製容器包装 | リサイクルマーク記載製品等           |   |                   |                            |
|      | 小型家電        | 携帯電話、デジタルカメラ等16品目       |   |                   |                            |

表2-1 分別体系

2) 分別収集体制

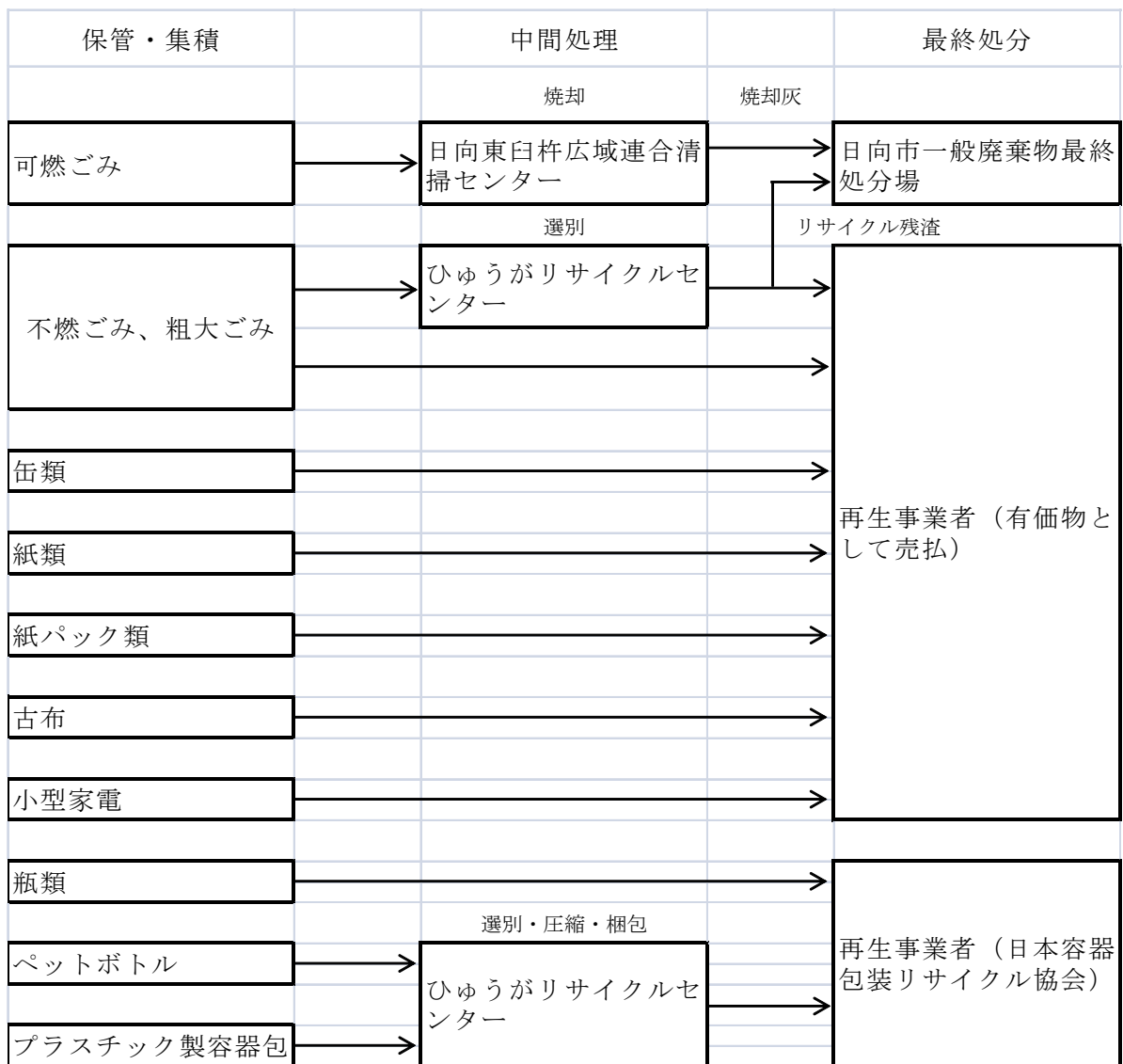
| 分別区分 |                 | 排出者 | 収集主体 |     |      |      |
|------|-----------------|-----|------|-----|------|------|
|      |                 |     | 町直営  | 町委託 | 直接搬入 | 許可業者 |
| 可燃ごみ | 家庭              | ×   | ○    | ○   | ×    |      |
|      | 事業所             | ×   | ×    | ○   | ○    |      |
| 不燃ごみ | 家庭              | ×   | ○    | ○   | ×    |      |
|      | 事業所             | ×   | ×    | ×   | ×    |      |
| 粗大ごみ | 家庭              | ×   | ×    | ○   | ×    |      |
|      | 事業所             | ×   | ×    | △   | △    |      |
| 資源物  | 缶類              | 家庭  | ×    | ○   | ○    | ×    |
|      |                 | 事業所 | ×    | ×   | △    | △    |
|      | 瓶類              | 家庭  | ×    | ○   | ○    | ×    |
|      |                 | 事業所 | ×    | ×   | ×    | ×    |
|      | ペットボトル          | 家庭  | ×    | ○   | ○    | ×    |
|      |                 | 事業所 | ×    | ×   | ×    | ×    |
|      | 紙類              | 家庭  | ×    | ○   | ○    | ×    |
|      |                 | 事業所 | ×    | ×   | △    | △    |
|      | 紙パック類           | 家庭  | ×    | ○   | ○    | ×    |
|      |                 | 事業所 | ×    | ×   | △    | △    |
|      | 古布              | 家庭  | ×    | ○   | ○    | ×    |
|      |                 | 事業所 | ×    | ×   | △    | △    |
|      | プラスチック製<br>容器包装 | 家庭  | ×    | ○   | ×    | ×    |
|      |                 | 事業所 | ×    | ×   | ×    | ×    |
|      | 小型家電            | 家庭  | ×    | ○   | ○    | ×    |
|      |                 | 事業所 | ×    | ×   | ×    | ×    |

○収集回収を行うもの △一部産業廃棄物として処理されるもの ×収集回収を行わないもの

表 2-2 分別収集体制



3) ごみ処理フローの概略



※処理施設の概要は本章「5. 中間処分」「6. 最終処分」を参照。

図2-1 ごみ処理フロー

## 2 ごみ排出状況

### 1) ごみ排出量の推移

本町のごみ排出量の推移は表2-3に示すとおりである。1日一人あたりの排出量の推移を見ると、ほぼ横ばいの状況となっている。

| 年度   | 行政区人口（人） | 総排出量（t） | 1日一人あたり排出量（g） | 増減率（％） |
|------|----------|---------|---------------|--------|
| 平成20 | 18,788   | 8,555   | 1,244         | 100.7% |
| 平成21 | 18,850   | 8,564   | 1,245         | 100.0% |
| 平成22 | 18,774   | 8,276   | 1,208         | 97.0%  |
| 平成23 | 18,587   | 8,292   | 1,222         | 101.2% |
| 平成24 | 18,526   | 8,449   | 1,246         | 101.9% |
| 平成25 | 18,470   | 8,356   | 1,239         | 99.5%  |

表2-3 ごみ排出量の推移

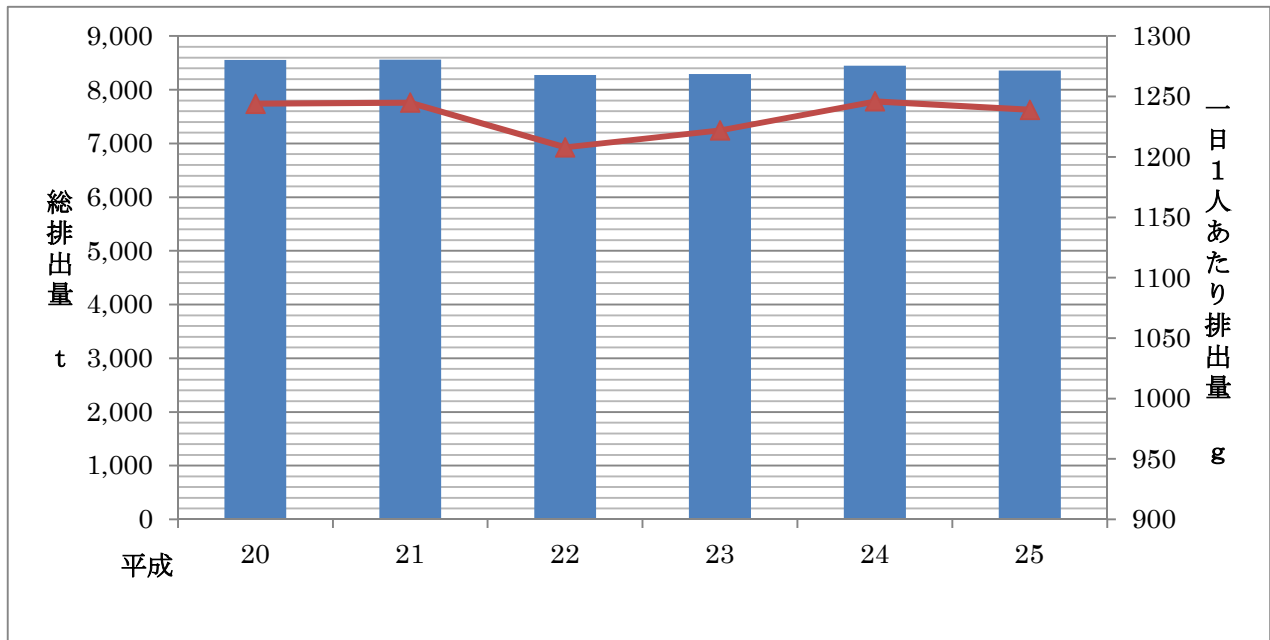


図2-2 ごみ排出量及び人口1日一人あたり排出量の推移

2) ごみ種別排出実績

表2-4のとおりごみ種別ごとの排出実績を見ると、可燃ごみが減少し、資源物が増加している。

| 年度   | 可燃ごみ  | 不燃ごみ  | 資源物   | 合計    |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 平成20 | 6,006 | 1,885 | 664   | 8,555 |
| 平成21 | 6,001 | 1,690 | 873   | 8,564 |
| 平成22 | 5,853 | 1,515 | 908   | 8,276 |
| 平成23 | 5,884 | 1,438 | 970   | 8,292 |
| 平成24 | 5,875 | 1,566 | 1,008 | 8,449 |
| 平成25 | 5,502 | 1,747 | 1,107 | 8,356 |

表2-4 ごみ種別排出量の推移

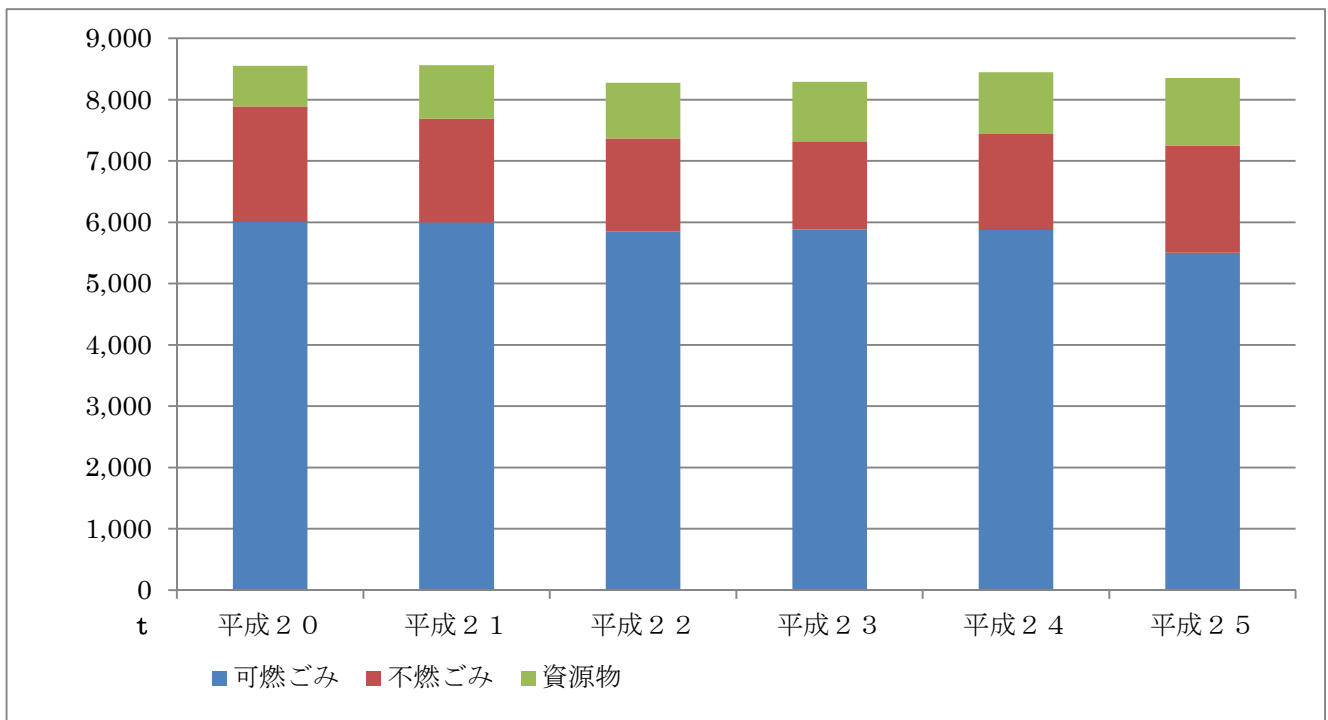


図2-3 ごみ種別排出量の推移

### 3) 生活系廃棄物・事業系廃棄物の排出量の推移

生活系廃棄物と事業系廃棄物の比率は、平成20年度においては、19.7%であったが、平成25年度においては14.40%と年々減少している。

単位：t

| 年度   | 生活ごみ  | 事業系ごみ | 合計    |
|------|-------|-------|-------|
| 平成20 | 6,874 | 1,681 | 8,555 |
| 平成21 | 7,150 | 1,414 | 8,564 |
| 平成22 | 6,876 | 1,400 | 8,276 |
| 平成23 | 6,905 | 1,387 | 8,292 |
| 平成24 | 7,072 | 1,377 | 8,449 |
| 平成25 | 7,153 | 1,203 | 8,356 |

表2-5 生活系廃棄物・事業系廃棄物排出量の推移

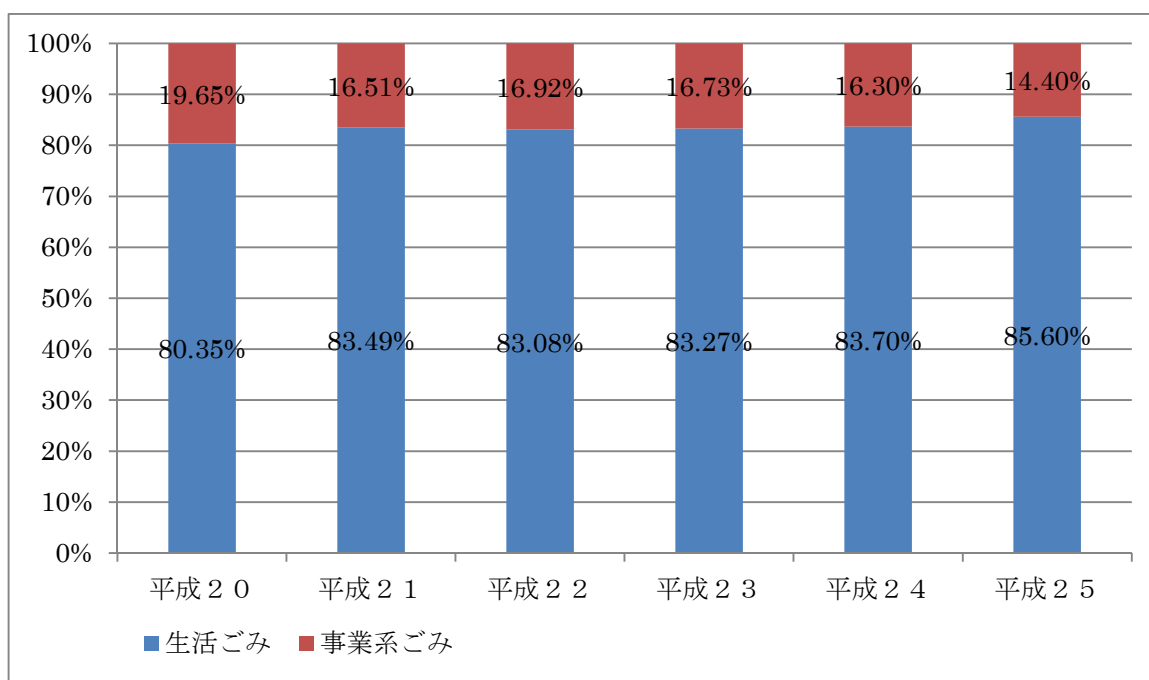


図2-4 生活系廃棄物・事業系廃棄物排出量の推移

### 3 再生利用の状況

#### 1) 資源物収集量及び再生利用量の推移

本町では、ペットボトルの分別収集を開始した平成20年度以降、徐々に中間処理率が上昇している。また近年では中間処理における技術の向上なども要因となっている。

単位：t

| 年度   | 資源物収集量 | 再生利用量 | 中間処理率  |
|------|--------|-------|--------|
| 平成20 | 1,061  | 664   | 62.58% |
| 平成21 | 1,291  | 873   | 67.62% |
| 平成22 | 1,336  | 908   | 67.96% |
| 平成23 | 1,429  | 970   | 67.88% |
| 平成24 | 1,409  | 1,008 | 71.54% |
| 平成25 | 1,310  | 1,107 | 84.50% |

表2-6 資源物収集量及び再生利用量の推移

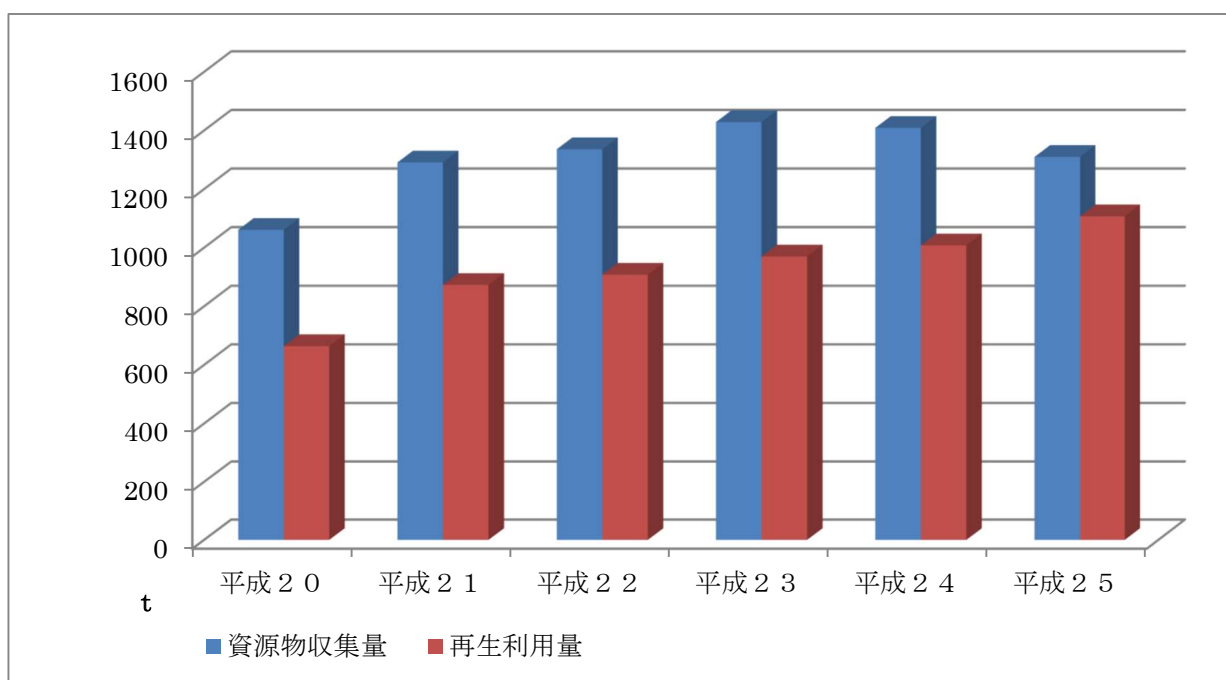


図2-5 資源物収集量及び再生利用量の推移

2) 再生利用量の推移

再生利用量は毎年増加傾向にあり、瓶類や鉄類雑材がとくに増えている。

単位：t

| 種別 \ 年度        | 平成 20 | 平成 21 | 平成 22 | 平成 23 | 平成 24 | 平成 25 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 不燃ごみから回収された有価物 | 131   | 136   | 94    | 92    | 85    | 203   |
| 木質類            | 109   | 158   | 182   | 191   | 204   | 184   |
| 鉄類雑材           | 38    | 50    | 80    | 73    | 91    | 75    |
| アルミ            | 15    | 20    | 21    | 20    | 22    | 21    |
| スチール           | 14    | 19    | 18    | 15    | 15    | 16    |
| ダンボール          | 112   | 123   | 137   | 144   | 149   | 135   |
| 新聞類            | 103   | 158   | 161   | 174   | 176   | 180   |
| 雑誌類            | 89    | 106   | 113   | 136   | 128   | 132   |
| 紙パック類          | 0     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 古布             |       |       |       |       |       |       |
| 小型家電           |       |       |       |       |       |       |
| 瓶類             | 36    | 64    | 61    | 85    | 95    | 108   |
| ペットボトル         | 19    | 37    | 40    | 40    | 43    | 49    |
| プラ製容器包装        |       |       |       |       |       |       |
| 合計             | 666   | 872   | 908   | 971   | 1,009 | 1,107 |

表 2-7 再生利用量の推移

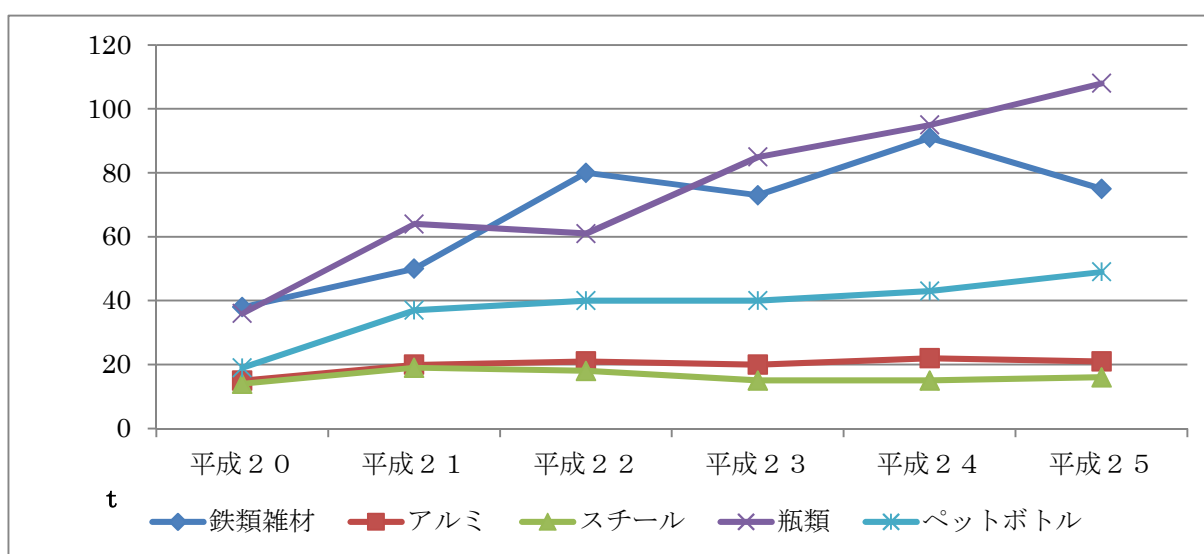


図 2 - 6 再生利用の推移

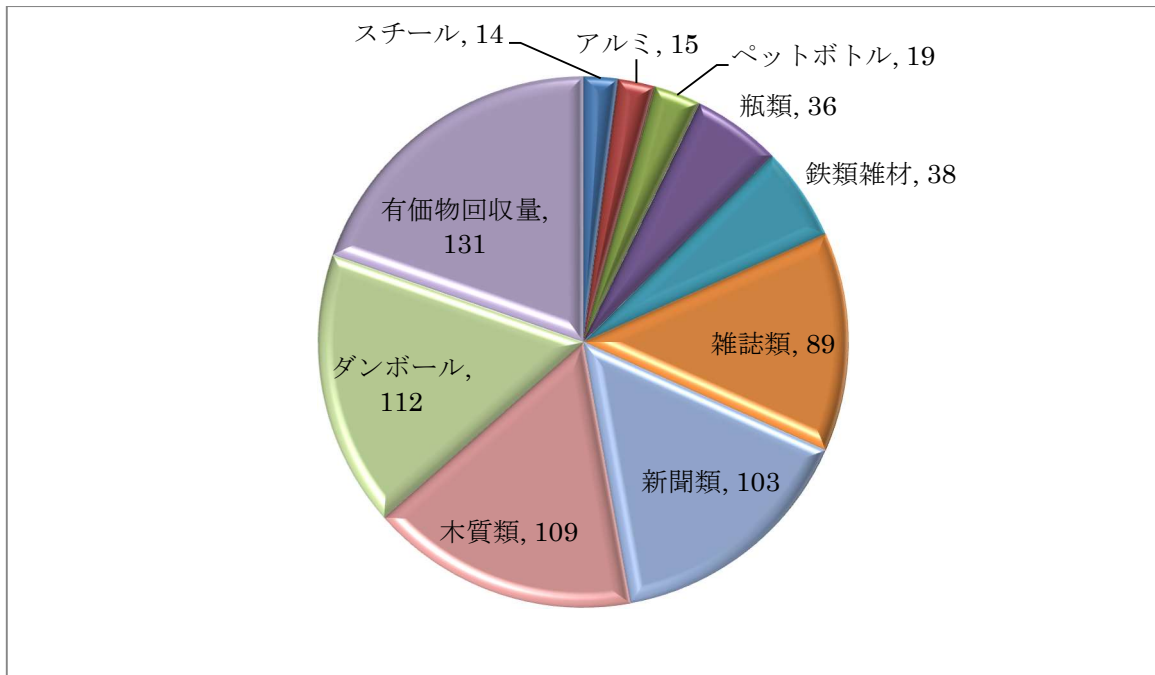


図 2 - 8 再生利用量の内訳 (平成 2 0 年度)

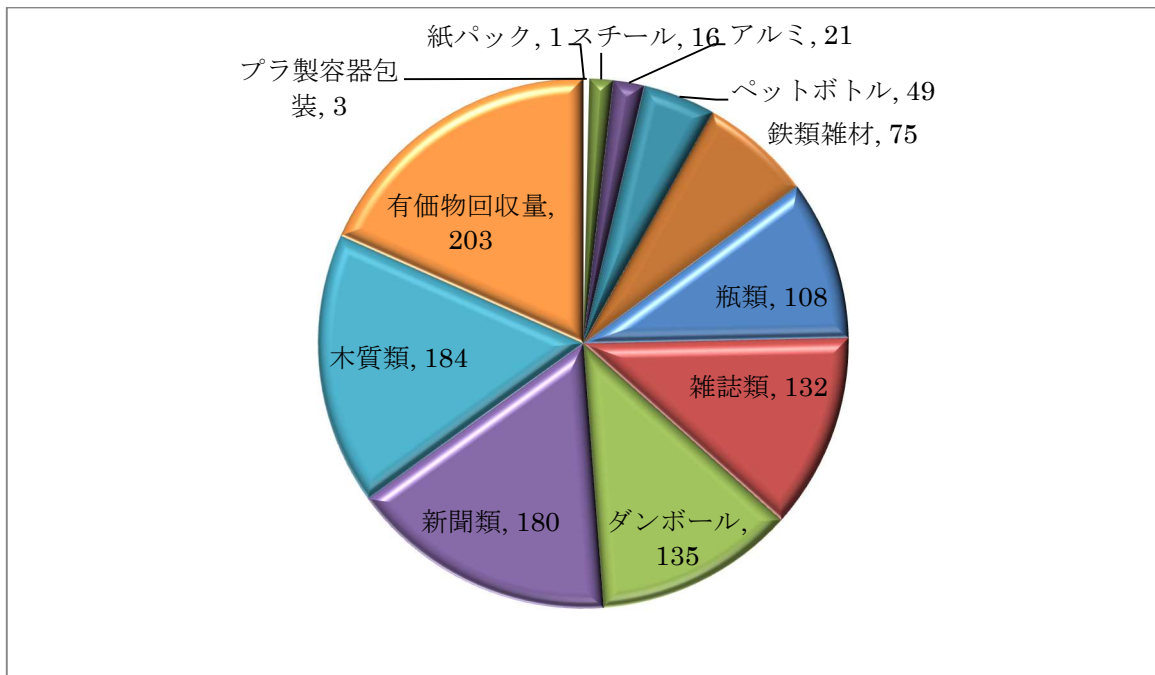


図 2 - 9 再利用率の内訳 (平成 2 5 年度)

### 3) 再生利用率の推移

再生利用率（排出量に占める再生利用量の割合）は徐々に伸びている状況である。

| 年度   | 排出量（t） | 再生利用量（t） | 再生利用率  |
|------|--------|----------|--------|
| 平成20 | 8,555  | 664      | 7.76%  |
| 平成21 | 8,564  | 873      | 10.19% |
| 平成22 | 8,275  | 908      | 10.97% |
| 平成23 | 8,292  | 970      | 11.70% |
| 平成24 | 8,449  | 1,008    | 11.93% |
| 平成25 | 8,356  | 1,107    | 13.25% |

表2-8 再生利用率の推移

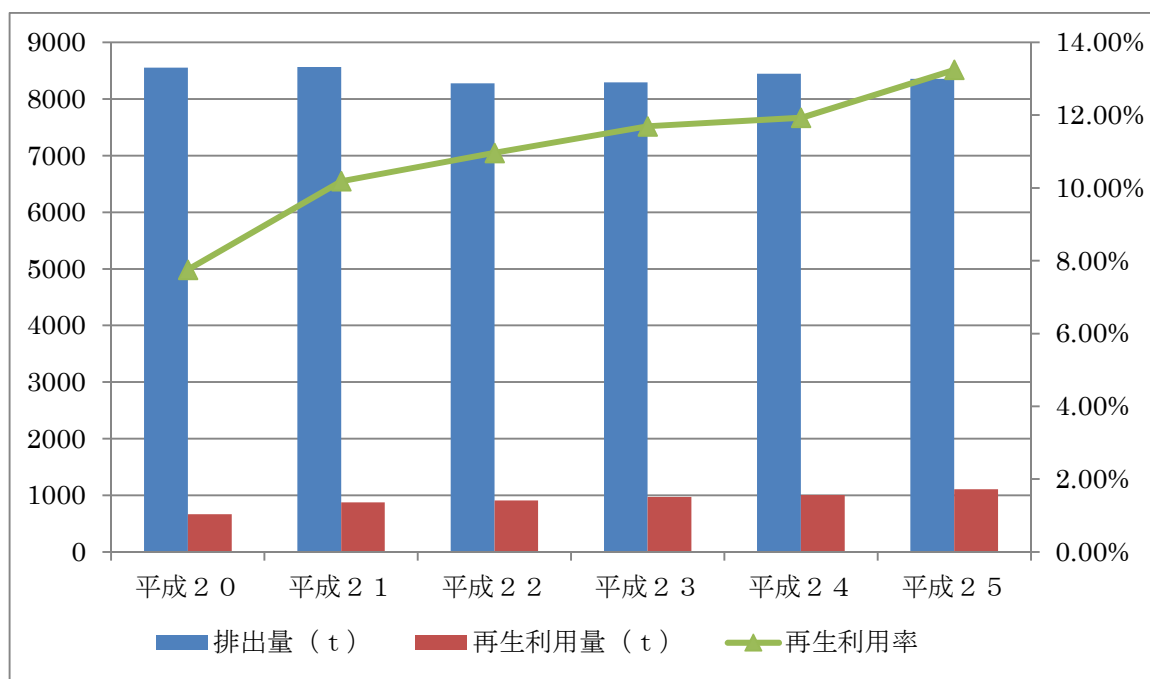


図2-10 再生利用率の推移



#### 4 分別収集

##### 1) 生活系廃棄物（計画収集）

| 分別区分 |         | 収集運搬主体 | 収集頻度 | 排出方法   | 収集形態      |
|------|---------|--------|------|--------|-----------|
| 可燃ごみ |         | 委託     | 週2回  | 透明袋    | ステーション    |
| 不燃ごみ |         | 委託     | 月1回  | 透明袋    | ステーション    |
| 資源物  | 缶類      | 委託     | 月1回  | 回収かご   | 資源物ステーション |
|      | 瓶類      | 委託     | 月1回  | 回収かご   | 資源物ステーション |
|      | ペットボトル  | 委託     | 月1回  | 透明袋    | ステーション    |
|      | 紙類      | 委託     | 月1回  | 回収かご   | 資源物ステーション |
|      | 紙パック類   | 委託     | 月1回  | 回収かご   | 資源物ステーション |
|      | プラ製容器包装 | 委託     | 週1回  | 透明袋    | ステーション    |
|      | 小型家電    | 直営     | 随時   | 回収ボックス | 拠点回収      |

##### 2) 生活系廃棄物（直接搬入）

| 分別区分 |        | 収集運搬主体 | 収集頻度 | 排出方法         |
|------|--------|--------|------|--------------|
| 可燃ごみ |        | 排出者    | 随時   | 清掃工場へ直接持込による |
| 不燃ごみ |        |        |      |              |
| 資源物  | 缶類     |        |      |              |
|      | 瓶類     |        |      |              |
|      | ペットボトル |        |      |              |
|      | 紙類     |        |      |              |
|      | 紙パック類  |        |      |              |

##### 3) 事業系廃棄物

| 分別区分 |        | 収集運搬主体 | 収集頻度 | 排出方法    | 収集形態 |
|------|--------|--------|------|---------|------|
| 可燃ごみ |        | 許可業者   | 随時   | 業者指定による | 戸別   |
| 不燃ごみ |        |        |      |         |      |
| 資源物  | 缶類     |        |      |         |      |
|      | 瓶類     |        |      |         |      |
|      | ペットボトル |        |      |         |      |
|      | 紙類     |        |      |         |      |
|      | 紙パック類  |        |      |         |      |

4) 事業系廃棄物（直接搬入）

| 分別区分 |        | 収集運搬主体 | 収集頻度 | 排出方法         |
|------|--------|--------|------|--------------|
| 可燃ごみ |        | 排出者    | 随時   | 清掃工場へ直接持込による |
| 不燃ごみ |        |        |      |              |
| 資源物  | 缶類     |        |      |              |
|      | 瓶類     |        |      |              |
|      | ペットボトル |        |      |              |
|      | 紙類     |        |      |              |
|      | 紙パック類  |        |      |              |

表 2 - 9 計画収集の概要（平成 2 3 年度末現在）

## 5 中間処分

### 1) 焼却処分

可燃ごみの処理は表2-10のとおり、日向東臼杵広域連合清掃センターにて処理を行っている。

|      |                    |
|------|--------------------|
| 施設名称 | 日向東臼杵広域連合清掃センター    |
| 処理区域 | 門川町を含む1市2町2村       |
| 所在地  | 日向市大字富高2192番地      |
| 供用開始 | 平成3年3月             |
| 処理方式 | 全連続燃焼式焼却炉ストーカ式     |
| 処理能力 | 160t/日(80t/24h×2基) |

表2-10 焼却施設の概要

### 2) 再生利用

不燃ごみ及び粗大ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装の中間処理については、表2-11のとおり、株式会社黒田工業ひゅうがりサイクルセンターにて処理を行っている。またそれらを除く資源物については、有価売却している。

|      |                     |                |
|------|---------------------|----------------|
| 施設名称 | ㈱黒田工業 ひゅうがりサイクルセンター |                |
| 処理区域 | 門川町を含む1市2町2村        |                |
| 所在地  | 日向市竹島町1番地86         |                |
| 供用開始 | 平成19年4月             |                |
| 処理能力 | 不燃・粗大ごみ             | 破碎・選別施設 5.1t/h |
|      | ペットボトル              | 圧縮梱包方式 0.58/h  |
|      | プラスチック製容器包装         | 圧縮梱包方式 0.58/h  |

表2-11 リサイクル施設の概要

## 6 最終処分

日向東臼杵広域連合清掃センター及びひゅうがリサイクルセンターで中間処理を施すことの出来ない可燃ごみの残渣及び不燃ごみ（直接埋立物）について最終処分を行っている。

以前最終処分にあつては、小林市の民間一般廃棄物最終処分場で最終処分を行っていたが、平成24年4月より、日向市一般廃棄物最終処分場で最終処分を行っている。

|         |                        |                       |
|---------|------------------------|-----------------------|
| 施設名称    | 日向市一般廃棄物最終処分場          |                       |
| 所在地     | 日向市大字富高1440番地          |                       |
| 埋立面積    | 12,700 m <sup>2</sup>  |                       |
| 埋立容量    | 127,000 m <sup>3</sup> |                       |
| 埋立構造    | アスファルトシート＋不透水性土の二重構造   |                       |
| 埋立物     | 焼却残渣、不燃残渣              |                       |
| 竣工      | 平成12年3月                |                       |
| 浸出水処理施設 | 処理能力                   | 300 m <sup>3</sup> /日 |
|         | 処理方式                   | 回転円盤＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭     |

表2-12 最終処分場の概要

## 7 ごみ減量・資源化に向けた取り組み

### 1) 資源ごみ回収奨励事業

現在、資源ごみ回収奨励事業として、有価物の集団回収を実施し、回収量に応じた報奨金を支給することで、地域での活動への支援を行っている。

| 区分 \ 金額   | 平成 2 2    | 平成 2 3    | 平成 2 4    | 平成 2 5    |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 実施団体数     | 31        | 32        | 30        | 31        |
| 総売上金額 (円) | 1,475,200 | 1,497,756 | 1,202,205 | 1,827,643 |
| 総報酬金額 (円) | 1,935,020 | 1,953,696 | 1,612,865 | 2,330,323 |
| 回収量 (t)   |           |           |           |           |

表 2 - 1 3 資源ごみ回収奨励事業

### 2) プラスチック製容器包装収集

これまでプラスチック製容器包装については、可燃ごみとして処分していたが、日向東臼杵清掃センターの延命化と、更なる資源化に向けて、平成 2 5 年 9 月より、一部地区において試験的に収集を実施し、平成 2 6 年 4 月から全地区で実施した。

### 3) 小型家電リサイクル

家電品に使われる希少金属や貴金属類は輸入に頼っている一方で、使い終わった家電品からはリサイクルされず、そのままごみとして捨てられてきた。そこで平成 2 7 年 2 月からそれらのリサイクルのために、町内の関連施設等に回収ボックスを設置し、使用済み小型家電 (16 品目) の回収を実施している。

## 8 啓発事業・美化推進事業

### 1) 説明会の実施

ごみの減量、再資源化の効果的な推進には、町民の理解と協力が不可欠であることから、自治会、婦人会、老人クラブなどの会合において、機会あるごとに説明会を開催し、分別の徹底や排出抑制の重要性を説明することで、町民のごみに対する意識の向上を図っている。

### 2) 清掃工場におけるごみ指導の徹底

搬入されるごみに、産業廃棄物が混入していないか、またごみの分別について指導を行う者を清掃工場内に配置している。

### 3) 4 R 事業の推進とマイバック利用促進

日向入郷地区4 R協議会と連携し、町内のスーパー等にてマイバックの配布を行い、レジ袋の安易な配布・使用を抑制するために、事業者と町が協働して啓発に取り組んでいく。

### 4) 生ごみ水きりの推進

ごみの効率的な処理を行うには、生ごみの水きりを徹底する必要があることから、その周知啓発と、生活排水の汚濁防止を兼ね、水きりネットを配布している。

### 5) 不法投棄の防止

不法投棄に対しては、警察、保健所及び関係機関と連携し、厳しく対処している。

またごみステーションにおいて、ルールから逸脱し、排出されたごみについても、特に悪質と判断される場合は、不法投棄と同様と見なし対応している。

### 6) 町民一斉清掃

6月の環境月間及び11月のクリーンアップみやざきの前後に、町民一斉の清掃活動を実施している。

## 9 現状の課題

### 1) 適正処理困難物の処理体制の確立

多種多様な一般廃棄物にあつては、処理が困難なものも含まれるが、それらの処理システムの確立が急務となっている。

### 2) 清掃工場への直接搬入問題

入口密集地に隣接する清掃工場は、隣接市と比較してごみの直接搬入が容易であることから、家庭ごみや事業系ごみを問わず搬入台数が多く、ごみ減量化の大きな妨げとなっている。

家庭ごみに関しては、ごみステーション及び資源物ステーションへの排出を周知・浸透させ、事業系ごみに関しては、町の許可業者の利用を推進させる必要がある。

### 3) ごみの発生抑制及び減量の推進

家庭系ごみについては、資源回収品目の拡充等により資源化率が向上しているが、今後はごみそのものの発生の抑制を図る必要があることから、そこに特化した具体的施策を新たに企画・検討・実施を行う必要がある。

### 4) ごみ処理にかかる財政負担の抑制

ごみ処理についての新たな施策を検討する際は、費用対効果やランニングコスト等を考慮し慎重に進める必要があることから、他の市町の事例等も参考にし進めていく必要がある。

### 5) きめ細やかな収集体制の整備

高齢や要介護状態による排出困難者（世帯）から排出されるごみの収集体制について、地区や関係機関と連携しながら必要な施策を講じていく必要がある。

## 第2節 排出ごみ量の予測

### 1 ごみ量予測の考え方

将来的なごみ量を予測するにあたっては、各計画年度におけるごみ量を、過去5年間の排出実績を基に、品目ごとに排出量見込みを算出し、さらにごみ排出量が人口動態に直接的な影響を受けることを考慮し、計画年度における将来推計人口を求め、これに乗じて算出した。

また目標ごみ量については、品目ごとの減量施策に応じ算出している。

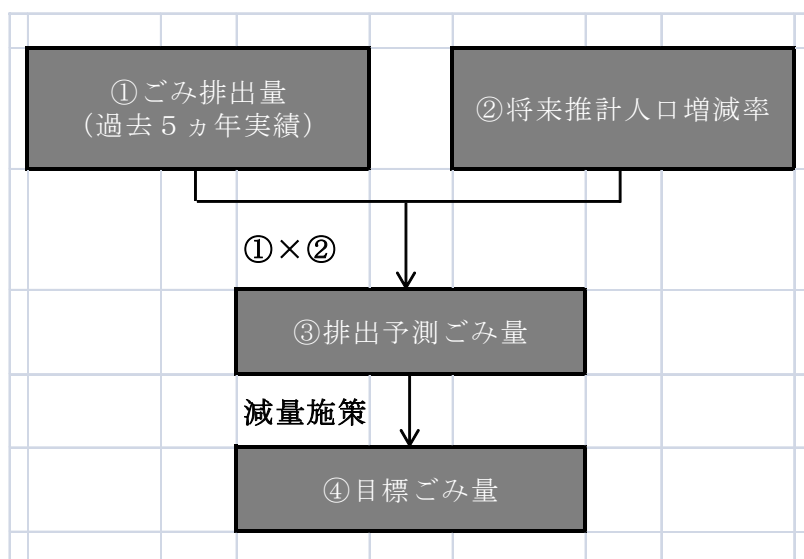


図2-11 ごみ量予測フロー

### 2 将来人口推計

将来人口の推計にあつては、市町村別推計人口（国立社会保障・人口問題研究所による人口推計データより算出）を用いた。

| 年度   | 推計人口（人） |
|------|---------|
| 平成27 | 18,330  |
| 平成28 | 18,212  |
| 平成29 | 18,094  |
| 平成30 | 17,976  |
| 平成31 | 17,858  |
| 平成32 | 17,740  |
| 平成33 | 17,606  |
| 平成34 | 17,471  |
| 平成35 | 17,337  |
| 平成36 | 17,202  |

表2-14 将来推計人口（各年度）



### 3 現状施策に基づくごみ量予測

ごみ排出総量は、人口の増減によって大きく影響されるため、単に総排出量の推移を見るだけでは排出傾向を正確に捉えることは出来ないことから、総排出量を人口で除することで得られる町民一人あたり排出量をごみ量の推移を図る目安とする。

現状の施策に基づき、排出量が推移していったと仮定した場合、ごみ排出量は表 2-15 のとおり推移すると推計される。

なおごみ排出予測量の推計にあつては、過去 5 年間の一人あたり排出量の平均値を求め、それに推計人口を加味している。

| 年度    | 推計人口（人） | 総排出量予測値（t） |
|-------|---------|------------|
| 平成 26 | 18,470  | 8,319      |
| 平成 27 | 18,330  | 8,256      |
| 平成 28 | 18,212  | 8,203      |
| 平成 29 | 18,094  | 8,150      |
| 平成 30 | 17,976  | 8,097      |
| 平成 31 | 17,858  | 8,043      |
| 平成 32 | 17,740  | 7,990      |
| 平成 33 | 17,606  | 7,930      |
| 平成 34 | 17,471  | 7,869      |
| 平成 35 | 17,337  | 7,809      |
| 平成 36 | 17,202  | 7,748      |

表 2-15 現状施策に基づくごみ排出量の推移（推計値）

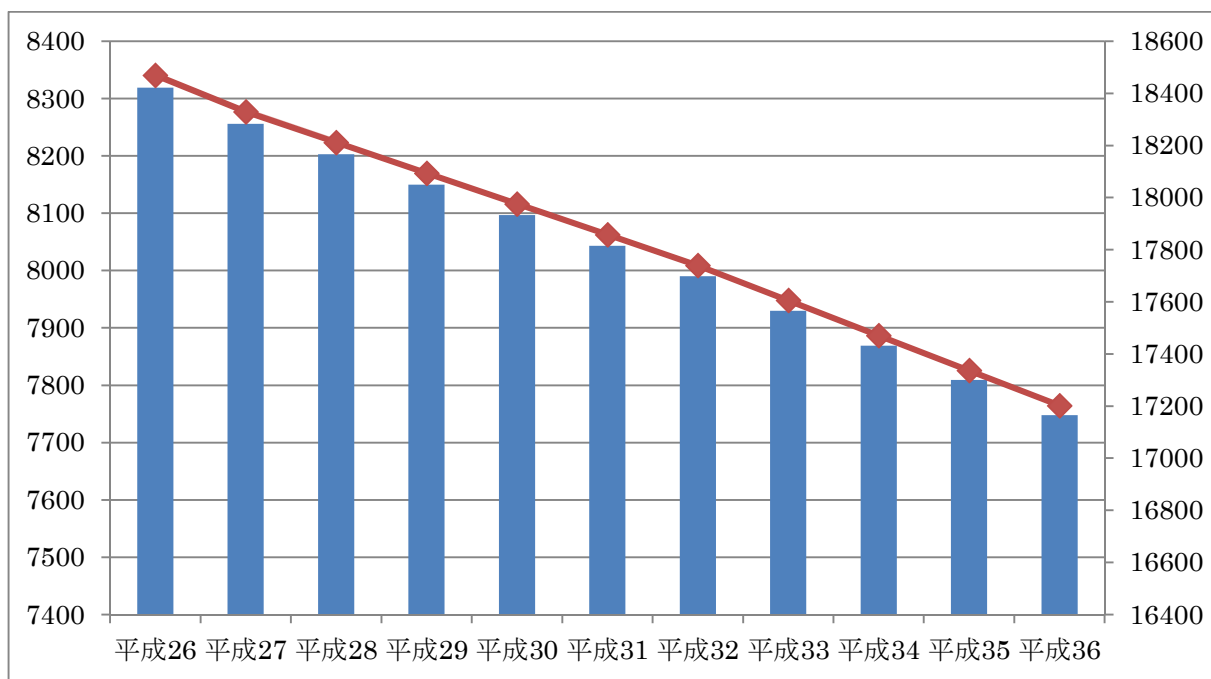


図 2-12 現状施策に基づくごみ排出量の推移（推計値）

#### 4 排出抑制目標

##### 成果指標

- 平成36年度の町民1日1人あたりの排出量を平成20年度からの5カ年の平均値1,234gに対して、22%削減する。

一般廃棄物の減量目標を、国において「廃棄物の減量その他その適正な処理に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（環境省告示第34条、改正平成17年5月26日環境省告示第43号）の中間見直しにおいて、「平成27年度までに平成19年度比で約5%削減する」と変更されたことを参考に設定するものである。

| 区分<br>年度 | 推計人口<br>(人) | 1日当り排出量<br>(g) | 総排出量予測値 (t) |       | ごみ減量効果 |         |
|----------|-------------|----------------|-------------|-------|--------|---------|
|          |             |                | 排出抑制施策      | 現状施策  | 単年度    | 累計      |
| 平成26     | 18,470      | 1,140          | 7,685       | 8,319 | ▲634   | ▲634    |
| 平成27     | 18,330      | 1,055          | 7,058       | 8,256 | ▲1,198 | ▲1,198  |
| 平成28     | 18,212      | 1,050          | 6,980       | 8,203 | ▲1,223 | ▲2,421  |
| 平成29     | 18,094      | 1,045          | 6,902       | 8,150 | ▲1,248 | ▲3,669  |
| 平成30     | 17,976      | 1,040          | 6,824       | 8,097 | ▲1,273 | ▲4,942  |
| 平成31     | 17,858      | 1,035          | 6,746       | 8,043 | ▲1,297 | ▲6,239  |
| 平成32     | 17,740      | 1,030          | 6,669       | 7,990 | ▲1,321 | ▲7,560  |
| 平成33     | 17,606      | 1,025          | 6,587       | 7,930 | ▲1,343 | ▲8,903  |
| 平成34     | 17,471      | 1,020          | 6,504       | 7,869 | ▲1,365 | ▲10,268 |
| 平成35     | 17,337      | 1,015          | 6,423       | 7,809 | ▲1,386 | ▲11,653 |
| 平成36     | 17,202      | 1,010          | 6,342       | 7,748 | ▲1,406 | ▲13,060 |

表2-16 排出抑制の実施効果推計

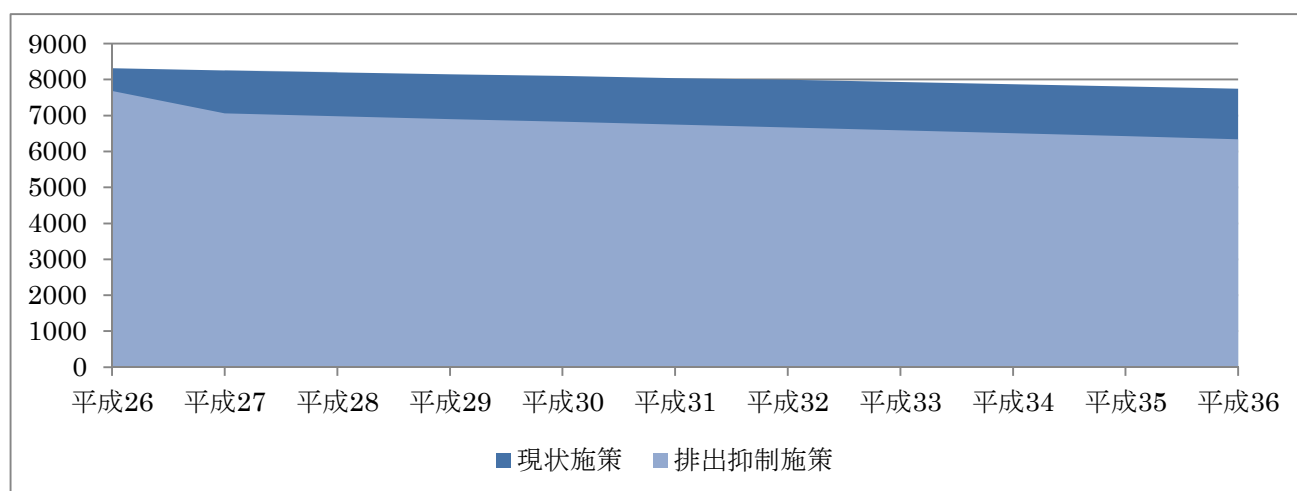


図2-13 排出抑制に基づくごみ排出量推計及び効果

## 第3節 収集運搬計画

### 1 分別収集の方法

生活系廃棄物については、町収集（委託）により、事業系廃棄物については廃掃法第7条第1項に基づく一般廃棄物収集運搬業許可業者に排出者自ら委託することにより収集運搬を行うほか、プラスチック製容器包装を除く生活系廃棄物・事業系廃棄物共に町の定める分別により町の清掃工場へ直接搬入するものとする。

分別収集の詳細については、各種リサイクル技術の進展及び法制度の変化により、年度単位による調整が必要であることから、各年度に策定する一般廃棄物処理実施計画により明示するものとするが、原則として基準年度となる平成27年度時点における収集分別に基づき計画収集を行うものとする。

なお一般廃棄物収集運搬許可業者については、平成26年度からの事業系一般廃棄物のごみステーションへの排出禁止等を考慮し、将来、町内に本店もしくは営業所を持つ業者のみを許可対象とする。

### 2 分別収集区域

門川町内全域

### 3 分別収集の方法及び量

分別収集方法及び体制については、表2-2を基本としつつ、具体的には単年度計画である一般廃棄物処理実施計画において明示するものとし、直営・委託により効率的かつ適正に実施する。

## 第4節 中間処分計画

### 1 中間処分に関する目標

中間処理については、日向東臼杵広域連合清掃センターで可燃ごみを、また資源物の一部についてはひゅうがりサイクルセンターにおいて、選別、梱包等を行うことを基本とするが、それらでは処理出来ないもの（再生利用含む）については、他の事業者へ委託して処理することとし、再生利用率の向上を図る。

### 2 中間処分の方法及び量

#### 1) 焼却

町内すべての可燃ごみの処分を日向東臼杵広域連合清掃センターにおいて行う。

#### 2) 破碎・金属回収、固形燃料

不燃ごみについては、ひゅうがりサイクルセンターにおいて、破碎・金属回収を行う。また可燃性残渣については、破碎処理後最終処分を行う。

#### 3) 資源化

ペットボトル、プラスチック製容器包装については、ひゅうがりサイクルセンターにおいて、資源化に必要な中間処理を施し、びん類については、清掃工場にて色選別の後、公益法人日本容器包装リサイクル協会が委託した再商品化事業者へ引き渡し再商品化を行う。

#### 4) その他

草木及びがれき等の受入が困難な品目については、町内の一般廃棄物処分業者に直接搬入後、焼却処理及び再生利用を実施する。

## 第6節 最終処分計画

### 1 最終処分目標

成果指標

### 3 最終処分率を10.7%以下とする。

可燃ごみの焼却残渣及び不燃ごみの直接埋立により、本町における最終処分率は12～13%台で推移してきたが、排出されるごみの選別の徹底により、近年は10%台となっている。

今後は資源物の中間処理効率の向上により処理残渣の低減を図り、最終処分量の抑制に努める。

| 年度    | 排出量 (t) | 最終処分量 (t) | 最終処分率  |
|-------|---------|-----------|--------|
| 平成20年 | 8,555   | 1,040     | 12.15% |
| 平成21年 | 8,564   | 1,058     | 12.35% |
| 平成22年 | 8,275   | 1,049     | 12.67% |
| 平成23年 | 8,292   | 1,083     | 13.06% |
| 平成24年 | 8,449   | 1,034     | 12.24% |
| 平成25年 | 8,356   | 837       | 10.02% |

表2-17 最終処分量(実績)の推移

### 2 現状施策に基づく最終処分量予測

| 年度    | 清掃センター焼却灰 | 不燃残渣 | 計   |
|-------|-----------|------|-----|
| 平成26年 | 650       | 300  | 950 |
| 平成27年 | 650       | 300  | 950 |
| 平成28年 | 640       | 300  | 940 |
| 平成29年 | 630       | 300  | 930 |
| 平成30年 | 620       | 300  | 920 |
| 平成31年 | 610       | 300  | 910 |
| 平成32年 | 600       | 300  | 900 |
| 平成33年 | 590       | 300  | 890 |
| 平成34年 | 580       | 300  | 880 |
| 平成35年 | 570       | 300  | 870 |
| 平成36年 | 560       | 300  | 860 |

表2-18 現状施策に基づく最終処分量予測

現状の最終処分体制にあつては、可燃ごみは日向東臼杵広域連合清掃センターで中間処理（焼却）された後、不燃ごみの残渣はひゅうがりサイクルセンターにて選別を行い、それぞれ日向市最終処分場において埋立を行っている。

### 3 最終処分目標に基づく最終処分量予測

排出抑制を達成しつつ、最終処分目標を10ヵ年において毎年度同率により目標を達成すると仮定した場合、最終処分量は表2-19のとおり推移すると考えられる。

| 年度    | 排出量 (t) | 最終処分量 (t) | 最終処分率  |
|-------|---------|-----------|--------|
| 平成26年 | 7,685   | 730       | 9.50%  |
| 平成27年 | 7,058   | 776       | 10.99% |
| 平成28年 | 6,980   | 760       | 10.89% |
| 平成29年 | 6,902   | 754       | 10.92% |
| 平成30年 | 6,824   | 744       | 10.90% |
| 平成31年 | 6,746   | 732       | 10.85% |
| 平成32年 | 6,669   | 722       | 10.83% |
| 平成33年 | 6,587   | 712       | 10.81% |
| 平成34年 | 6,504   | 700       | 10.76% |
| 平成35年 | 6,423   | 688       | 10.71% |
| 平成36年 | 6,342   | 676       | 10.66% |

表2-20 最終処分目標に基づく最終処分量推計

最終処分目標を達成する方策としては、再生利用率の向上策とも関連するが、さらなる排出されるごみの選別の徹底に取り組む必要がある。

| 年度    | 清掃センター焼却灰 | 不燃残渣 | 計   |
|-------|-----------|------|-----|
| 平成26年 | 530       | 200  | 730 |
| 平成27年 | 576       | 200  | 776 |
| 平成28年 | 565       | 195  | 760 |
| 平成29年 | 563       | 191  | 754 |
| 平成30年 | 557       | 187  | 744 |
| 平成31年 | 550       | 182  | 732 |
| 平成32年 | 544       | 178  | 722 |
| 平成33年 | 537       | 175  | 712 |
| 平成34年 | 531       | 169  | 700 |
| 平成35年 | 524       | 164  | 688 |
| 平成36年 | 517       | 159  | 676 |

表2-21 最終処分目標に基づく最終処分予測量推計

#### 4 最終処分場の埋立計画

日向市一般廃棄物最終処分場の埋立処理計画年度は、当初計画では平成26年度と予定されていたが、ごみの減量化・資源化に係る諸施策の実施効果や人口の減少傾向等によって、表2-22のとおり大幅な延命効果が得られている。

| 年度    | 埋立重量 (t) | 埋立容積 (m <sup>3</sup> ) | 埋立容積累計 (m <sup>3</sup> ) |
|-------|----------|------------------------|--------------------------|
| 平成26年 | 3,924    | 3,536                  | 59,012                   |
| 平成27年 | 3,924    | 3,536                  | 62,548                   |
| 平成28年 | 3,924    | 3,536                  | 66,084                   |
| 平成29年 | 3,924    | 3,536                  | 69,620                   |
| 平成30年 | 3,924    | 3,536                  | 73,156                   |
| 平成31年 | 3,924    | 3,536                  | 76,692                   |
| 平成32年 | 3,924    | 3,536                  | 80,228                   |
| 平成33年 | 3,924    | 3,536                  | 83,300                   |
| 平成34年 | 3,924    | 3,536                  | 87,300                   |
| 平成35年 | 3,924    | 3,536                  | 90,836                   |
| 平成36年 | 3,924    | 3,536                  | 94,372                   |

表2-22 日向市一般廃棄物最終処分場の埋立終了年予測

## 第7節 総合的施策

### 1 具体的施策の検討

現在、プラスチック製容器包装の分別（平成26年4月実施）をはじめ、小型家電の回収（平成27年2月実施）など、更なるごみの減量化、資源化を進めているが、今後は、現在実施中の施策や事業を継続しつつ、実績の評価と今後の見直しの基本方向に基づき、計画的なごみ処理と資源化に向けた取り組みを推進する。

### 2 啓発事業の充実

#### 1) マイバック運動の実施

マイバック持参による、レジ袋の使用削減や、無駄な包装を断る等の運動を展開し、町民生活の中でごみの減量化に努める。

また事業者等に対しても、レジ袋の使用を減らすよう協力を求める。

#### 2) 環境月間事業

全国環境月間である6月に合わせ「ごみ減量・リサイクル週刊」を設け、ごみの減量化・資源化について、町民啓発を行う。

#### 3) 環境教育と環境学習の推進

自治会、各種団体等への出前講座事業や啓発活動を積極的に行う。また町民からの問い合わせに対し、さまざまな手段を講じ、排出ごみの適正化や減量化、資源化について指導していく。

#### 4) 不法投棄防止に係る啓発パトロール事業の実施

①不適正処理や不法投棄が多く発生している地域については、重点監視対象とし、必要に応じて啓発看板や監視カメラ等を設置する。

②町内における不適正処理及び不法投棄について、特に悪質な事案等については、町担当者及び警察、保健所等関係機関と連携して調査、摘発に努める。

### 3 分別・ごみ出しルールの徹底

町内においては、ごみ出しのルールが守られていないケースが見受けられることから、区長等とも連携し、分別やごみ出しルールの徹底を図る。また集合住宅等については、管理者等とも連携して進める。

悪質と判断される者については、不法投棄と判断し、警察とも連携して厳格に対処する。

### 4 事業所から排出されるごみの対策

町では、平成26年度から事業系一般廃棄物の収集を廃止し、平成27年度からは受入基準の見直しを完全実施する。それに伴い、事業所等から出される一般廃棄物と産業廃棄物の分別の徹底と、資源化可能なごみの再資源化を推進するため、ホームページや広報等で周知を図る。



## 5 戸別収集の制度化の検討

高齢や要介護状態による排出困難者（世帯）から排出されるごみの収集体制について、戸別収集方式の制度化を検討する。

## 6 適正処理困難物等への対処方針

適正処理困難物については、統括的な処理責任は町が有するものの、現に町で処理が困難となっている廃棄物については、その適正処理を確保するために民間の処理施設を活用して対処するものとする。

### 第3章 生活排水処理基本計画

#### 第1節 生活排水処理の現状と課題

##### 1 本町の生活排水処理体系

本町の生活排水処理体系は、図3-1のとおりとなっている。

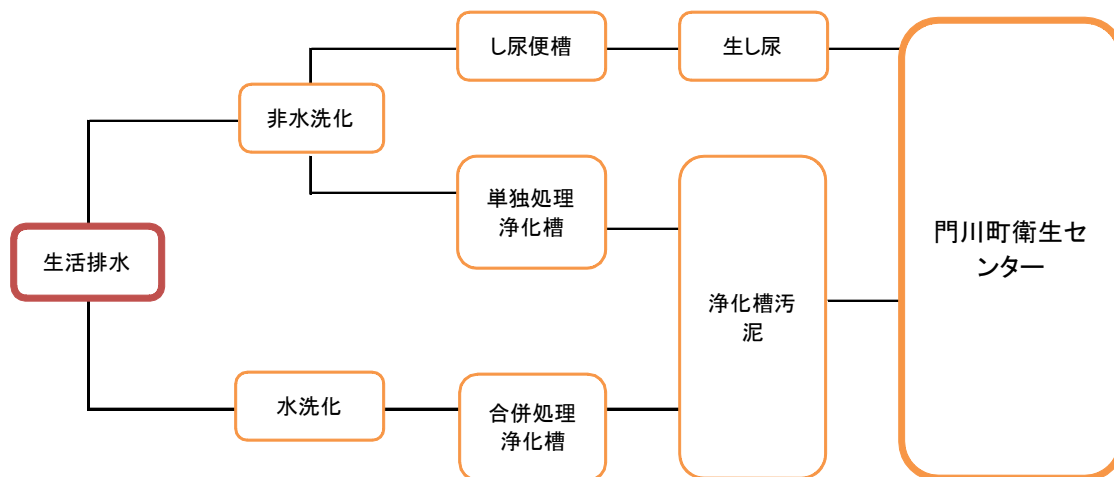


図3-1 生活排水処理体系（門川町）

##### 2 生活排水処理人口の現状

平成25年度末現在、本町における生活排水処理形態別人口及び処理形態別比率は、表3-2のとおりである。

尚、上納屋・尾末東漁業集落排水施設については、生活雑排水のみの処理施設であるので、人口及び処理形態別比率については、し尿汲取・単独浄化槽・合併処理浄化槽に含む。

##### ①生活排水処理形態別人口

| 行政区<br>域人口 | 水洗化人口     |               |             |        | 非水洗化人口 |           |       |
|------------|-----------|---------------|-------------|--------|--------|-----------|-------|
|            | 公共<br>下水道 | 農業・漁業<br>集落排水 | 合併処理<br>浄化槽 | 合計     | し尿汲取   | 単独<br>浄化槽 | 合計    |
| 18,737     | 0         | 0             | 10,090      | 10,900 | 6,234  | 2,413     | 8,647 |

②生活排水処理形態別比率

| 水洗化人口     |               |             |      | 非水洗化人口 |           |      |
|-----------|---------------|-------------|------|--------|-----------|------|
| 公共<br>下水道 | 農業・漁業<br>集落排水 | 合併処理<br>浄化槽 | 合計   | し尿汲取   | 単独<br>浄化槽 | 合計   |
| 0         | 0             | 53.8        | 53.9 | 12.9   | 33.3      | 46.2 |

表 3 - 1 生活排水処理人口及び比率

3 生活排水処理実績

|    | 処理量 (k l) |         |         | 処理割合 (%) |       |
|----|-----------|---------|---------|----------|-------|
|    | し尿        | 浄化槽汚泥   | 合計      | し尿       | 浄化槽汚泥 |
| 21 | 856.0     | 5,308.5 | 6,164.5 | 13.9     | 86.1  |
| 22 | 915.9     | 5,644.8 | 6,560.7 | 14.0     | 86.0  |
| 23 | 918.3     | 5,342.9 | 6,261.2 | 14.7     | 85.3  |
| 24 | 844.3     | 5,811.8 | 6,656.1 | 12.7     | 87.3  |
| 25 | 569.3     | 6,687.7 | 7,257.7 | 7.8      | 92.2  |

表 3 - 2 生活排水処理実績の推移

4 生活排水処理施設

1) し尿処理施設

本町のし尿処理施設は、昭和 56 年 3 月に竣工した門川町衛生センターがあり、処理能力は 40kl/日である。

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 施設名称  | 門川町衛生センター           |
| 処理主体  | 門川町                 |
| 施設所在地 | 門川町大字門川尾末 2998 番の 1 |
| 稼働年月日 | 昭和 56 年 4 月         |
| 処理方法  | 低希釈二段活性汚泥法+高度処理     |
| 処理能力  | 40kl/日              |

表 3 - 3 し尿処理施設の概要

## 2) 漁業集落排水処理施設

本町の漁業集落において、漁業集落環境整備事業を進める中で、漁港及び周辺の公共用水域の水質浄化を目的とした漁業集落排水処理施設を旭町区及び上納屋区に整備している。

ただし、上記の漁業集落排水施設については、生活雑排水のみの処理施設であるため、し尿については、汲取り・単独浄化槽及び合併処理浄化槽にて処理を行っている。

したがって、本施設の処理区域における生活排水処理施設は、浄化槽処理施設とする。

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 施設名称  | 尾末東地区汚水処理施設           |
| 処理主体  | 門川町                   |
| 施設所在地 | 門川町大字門川尾末 1411 番地 11  |
| 稼働年月日 | 昭和 62 年               |
| 処理方法  | 接触ばっ気方式               |
| 処理能力  | 400 m <sup>3</sup> /日 |

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 施設名称  | 上納屋地区汚水処理施設           |
| 処理主体  | 門川町                   |
| 施設所在地 | 門川町大字門川尾末 9230 番地 16  |
| 稼働年月日 | 昭和 62 年               |
| 処理方法  | 接触ばっ気方式               |
| 処理能力  | 750 m <sup>3</sup> /日 |

表 3 - 4 漁業集落排水処理施設整備状況

## 3) 単独・合併処理浄化槽

平成 25 年度末現在における本町の単独・合併処理浄化槽設置状況は、表 3 - 5 のとおりである。

なお、南ヶ丘地区造成時に、民間設置型の大型合併処理浄化槽（1,100 人槽）が設置されており、その人数も含んでいる。

| 単独浄化槽   | 合併処理浄化槽  |
|---------|----------|
| 2,413 人 | 10,090 人 |

表 3 - 5 浄化槽の整備状況

## 5 生活排水処理の取り組み

### 1) 合併処理浄化槽の普及促進

生活排水処理の取り組みについては、以前、公共下水道事業基本計画を策定しておりましたが、財政問題等、現実的ではないとの判断の元、平成20年度に生活排水対策基本計画を改定し、町内全域において公共下水道ではなく、家庭や事業所等への合併処理浄化槽整備による効率的な生活排水処理対策の促進を図ることとなった。

浄化槽については、昭和60年度に浄化槽法が施行され、昭和62年度に浄化槽設置整備事業（個人設置型）が国庫補助の対象となったことで浄化槽の普及促進が図られており、本町においても、この補助事業を実施し、浄化槽の普及に努めている。

また、平成12年度以降は新たな単独処理浄化槽の設置が出来なくなったことから単独処理浄化槽及びし尿便槽から合併処理浄化槽への転換について上乘補助を行うなど転換推進に努めている。

浄化槽設置整備事業の補助概要については、下記のとおりである。

| 補助対象区域 | 人槽区分 | 補助額      |
|--------|------|----------|
| 町内全域   | 5人槽  | 332,000円 |
|        | 7人槽  | 414,000円 |
|        | 10人槽 | 548,000円 |

※単独処理浄化槽及びし尿便槽から合併処理浄化槽への転換については各補助額に100,000円の上乗補助を行っている。

表3-6 合併処理浄化槽設置整備事業の補助概要

| 年度／<br>区分 | 合併処理浄化槽設置状況（基数） |        |        |     | 計   |
|-----------|-----------------|--------|--------|-----|-----|
|           | 新築              | 転換（単独） | 転換（し尿） | 事業所 |     |
| 22        | 58              | 64     | 26     | 6   | 154 |
| 23        | 50              | 67     | 14     | 10  | 141 |
| 24        | 53              | 59     | 18     | 8   | 138 |
| 25        | 61              | 51     | 14     | 10  | 136 |
| 26        | 69              | 53     | 13     | 11  | 146 |
| 計         | 291             | 294    | 85     | 45  | 715 |

表3-7 合併処理浄化槽設置補助実績の推移

## 6 生活排水処理における課題

### 1) 非水洗化世帯による未処理生活雑排水

河川等の水質汚濁の原因の1つとなっている生活雑排水(台所・風呂・洗面所などの排水)が、し尿便槽や単独処理浄化槽設置世帯にあっては、未処理のまま放流されているのが現状であり、これらの生活雑排水を適正処理することが重要である。

生活雑排水施設の1つである、公共下水道の導入については、莫大な事業費等の問題があるため、本町においては、生活雑排水の適正処理の為に個人設置型の合併処理浄化槽整備事業を推進し、生活雑排水の処理率を高めることが求められている。

### 2) 浄化槽の適正管理

浄化槽は、適正な維持管理を行うことで機能を最大限に発揮できます。

そのため、浄化槽法第7条及び11条に基づく法定検査を義務化されており、又、年1回以上の清掃及び定期的な保守点検を行うことも義務化されている。

しかしながら、浄化槽の維持管理の未実施もしくは一部が適正に実施されていないものがあるため、浄化槽の機能が十分に発揮されないまま生活雑排水が放流されている浄化槽があることから啓発活動等を推進していく必要がある。

## 第2節 生活排水処理計画

### 1 生活排水処理人口及び処理量予測

#### 1) 生活排水処理人口

生活排水処理人口の推計にあつては、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計データを基礎人口としている。

合併処理浄化槽人口の推計は、門川町生活排水対策総合基本計画に計画されている門川町における合併処理浄化槽の増加人口（年 451 人）に人口減少率で案分したものを合併浄化槽人口とした。

単独浄化槽人口については、平成25年度の合併浄化槽整備事業により、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換比率で求めた各人口を除して出した数値に人口比率を案分した。

し尿便槽人口については、行政人口から合併及び単独処理浄化槽人口を差し引いた人口とする。

（単位：人）

| 年度／区分 | 行政人口   | 水洗化人口   | 非水洗化人口  |       |
|-------|--------|---------|---------|-------|
|       |        | 合併処理浄化槽 | 単独処理浄化槽 | し尿便槽  |
| 26    | 18,737 | 10,090  | 6,234   | 2,413 |
| 27    | 18,330 | 10,312  | 5,937   | 2,081 |
| 28    | 18,212 | 10,684  | 5,611   | 1,917 |
| 29    | 18,094 | 11,051  | 5,263   | 1,780 |
| 30    | 17,976 | 11,411  | 4,898   | 1,667 |
| 31    | 17,858 | 11,766  | 4,516   | 1,576 |
| 32    | 17,740 | 12,115  | 4,128   | 1,497 |
| 33    | 17,606 | 12,447  | 3,736   | 1,423 |
| 34    | 17,471 | 12,772  | 3,345   | 1,355 |
| 35    | 17,337 | 13,092  | 2,956   | 1,289 |

表3-8 生活排水処理人口予測

#### 2) し尿・浄化槽汚泥処理量

し尿・浄化槽汚泥の処理量予測にあつては、過去5ヶ年のし尿・浄化槽汚泥の処理実績を基に処理予定量を推計し、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計データによる人口減少率を加味し、し尿・浄化槽汚泥の処理量予測を行う。

|    | 処理量子測 (k l) |       |       | 処理予測割合 (%) |       |
|----|-------------|-------|-------|------------|-------|
|    | し尿          | 浄化槽汚泥 | 合計    | し尿         | 浄化槽汚泥 |
| 26 | 479         | 7,021 | 7,500 | 6.4        | 93.6  |
| 27 | 413         | 6,989 | 7,402 | 5.6        | 94.4  |
| 28 | 381         | 7,009 | 7,389 | 5.2        | 94.8  |
| 29 | 353         | 7,017 | 7,370 | 4.8        | 95.2  |
| 30 | 331         | 7,014 | 7,345 | 4.5        | 95.5  |
| 31 | 313         | 7,003 | 7,316 | 4.3        | 95.7  |
| 32 | 297         | 6,986 | 7,283 | 4.0        | 96.0  |
| 33 | 282         | 6,960 | 7,243 | 3.9        | 96.1  |
| 34 | 269         | 6,932 | 7,201 | 3.7        | 96.3  |
| 35 | 256         | 6,902 | 7,158 | 3.6        | 96.4  |

表 3 - 9 し尿・浄化槽汚泥処理量子測

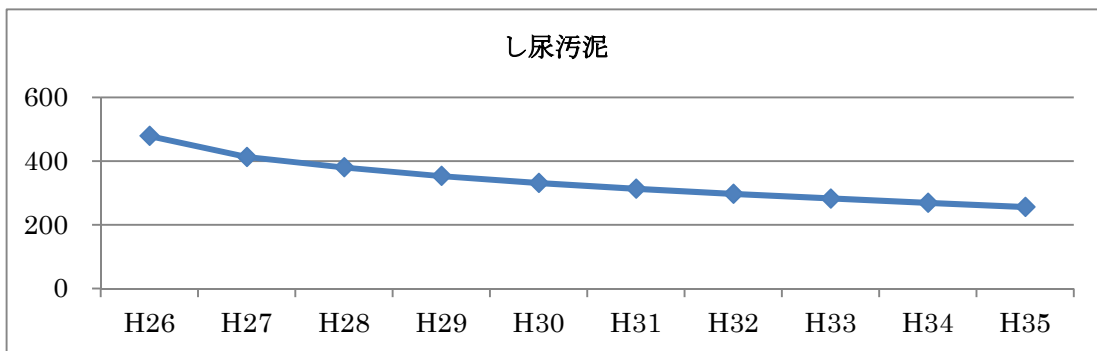
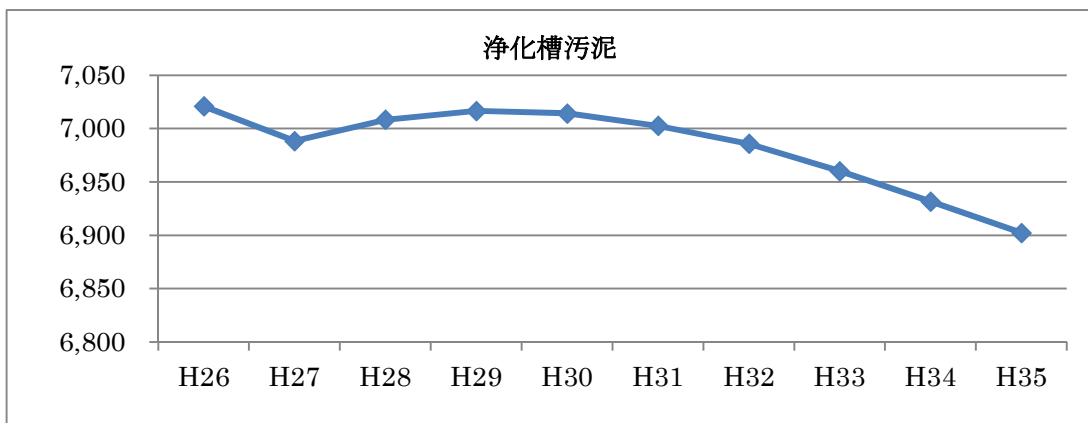


図 3 - 2 し尿・浄化槽汚泥処理量子測



## 2 生活排水処理形態の整備計画

し尿及び生活雑排水の処理については、第3章第1節第5号生活排水処理の取り組みで、記載している通り、本町においては、合併処理浄化槽整備による効率的な生活排水処理対策の促進を図っており、国及び県の補助事業も活用しながら、個人設置型の合併処理浄化槽の整備を進め、生活雑排水の普及率の向上に努めていく。

整備基数は年間150基の新設又は転換を計画しており、更なる整備促進・計画達成の為、し尿便槽及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換については、上乘せ補助を行っている。

| 年度／区分 | 人槽区分 |     |      |      |
|-------|------|-----|------|------|
|       | 5人槽  | 7人槽 | 10人槽 | 計    |
| 26    | 101基 | 34基 | 11基  | 146基 |
| 27    | 75基  | 65基 | 10基  | 150基 |
| 28    | 75基  | 65基 | 10基  | 150基 |
| 29    | 75基  | 65基 | 10基  | 150基 |
| 30    | 75基  | 65基 | 10基  | 150基 |
| 31    | 75基  | 65基 | 10基  | 150基 |
| 32    | 75基  | 65基 | 10基  | 150基 |
| 33    | 75基  | 65基 | 10基  | 150基 |
| 34    | 75基  | 65基 | 10基  | 150基 |
| 35    | 75基  | 65基 | 10基  | 150基 |

※平成26年度においては、実績値を記載。

表3-10 浄化槽設置整備事業における整備計画

尚、事業所における合併浄化槽の新設又は転換についても、町単独補助事業として整備促進を図っている。

## 3 収集運搬計画

### 1) し尿

し尿については、合併処理浄化槽への転換推進や新築住宅においては、合併処理浄化槽の設置が義務化していることにより、又、本町人口の減少も相まって、処理人口・処理量とも年々減少し、し尿汲取世帯が町内に点在している状況となっている。

し尿汚泥の収集運搬については、現在、し尿便槽世帯が減少し、今後も減少していくものと考えられるが、完全にし尿処理世帯がなくなるまでは、適正な収集運搬体制を確保していくこ

とが必要となる。

これらの理由により、し尿汚泥の収集運搬については、本町が許可した許可業者により実施し、安定的体制を維持する。

## 2) 浄化槽汚泥

浄化槽の清掃及びこれに係る浄化槽汚泥の収集運搬については本町の許可業者により実施し、一般廃棄物収集運搬業許可にあつては、本町により交付する。

浄化槽汚泥排出量については、合併処理浄化槽の推進により、一時期までは増加傾向になると思うが、将来的には人口の減少等により、減少することが予想される。

ただし、排出量は減少するものの、完全に浄化槽汚泥がなくなることはありえないので将来にわたって安定的な収集運搬体制を維持することが必要である。

| 種別    | 区域 | 許可権者 | 収集頻度 | 収集運搬主体   |
|-------|----|------|------|----------|
| し尿    | 町内 | 門川町  | 随時   | 許可業者（2社） |
| 浄化槽汚泥 |    |      |      |          |

表3-11 し尿・浄化槽汚泥収集運搬体制

## 4 中間処理計画

し尿及び浄化槽汚泥については、門川町衛生センター（門川町大字門川尾末2998番地1）において処理を行う。

門川町衛生センターでは、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行い、処理後に排出される濃縮汚泥については、同センター内の汚泥処理工程にて脱水・乾燥・焼却の各処理を行い焼却灰にする。

## 5 最終処分計画

門川町衛生センターにて焼却処分された焼却灰については、管理型最終処分場において最終処分を行う。

## 6 広報・啓発活動

し尿・単独処理浄化槽にあつては、生活雑排水の処理ができず、河川水質等の悪化の原因となっているため、合併処理浄化槽への転換を推進していく。

合併処理浄化槽にあつては、浄化槽法に基づく処理水質等の法定検査のほか、年1回以上の清掃及び定期的な保守点検が義務付けられている。

この様に適正な維持管理を実施することで合併処理浄化槽本来の処理機能が発揮され、河川水質等の水質浄化に繋がっていくと考えられる

このことから、合併処理浄化槽の設置者及び管理者に対して、積極的に広報・啓発に努め適正な維持管理の実現を図る。